

社 員 規 程

一般社団法人 日本発毛促進協会

平成15年 7月24日制定

平成22年 4月26日改正

平成23年 5月19日改正

一般社団法人日本発毛促進協会 社員規程

第1条（総 則）

本規程は、一般社団法人日本発毛促進協会（以下、「当法人」という）の定款第2章に定める社員資格につき、当法人に入社の申し出をした者に対する承認の手続き、および当法人の経費等に関して必要な事項を定めるものである。

第2条（社員資格）

定款第8条に定める正社員、特別社員の入社基準は以下の通りとする。

- (1) 以下の基準を満たす法人、個人又は団体は正社員とする。
 - ① 発毛・育毛関連サービス事業を1年以上継続して行っている法人、個人又は団体であること
 - ② 当法人の目的に賛同し、関係諸法令、定款及び当法人所定のガイドラインを遵守するもの
 - ③ 過去、発毛・育毛関連サービス事業の執行において法令違反又は当法人の目的に反するような行為をしたものでないこと
- (2) 以下の基準を満たす法人、個人又は団体は特別社員とする。
 - ① 発毛・育毛に関する研究者、研究所、研究機関等
 - ② 発毛・育毛に関する医療従事者、医院、病院等
 - ③ 発毛・育毛に関する医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具等の製造会社
 - ④ 発毛・育毛に関する医薬品、医薬部外品等を販売する薬局、薬店等
 - ⑤ その他、理事会が当法人の目的に資すると判断し、推薦した法人、個人又は団体
- (3) 特別社員の内、その業績が特に優れ又は当法人の目的に資する研究・開発・商品の製造を行っている者を、理事会の推薦により、当法人顧問とすることができる。

第3条（入社の手続）

当法人に入社を希望するものは、所定の入社申込書を代表理事に提出し、理事会の承認を得なければならない。

第4条（社員の権利）

正社員及び特別社員は、社員総会において議決権を行使し、当法人主催の事業に参加し、当法人の事業によるサービスの提供を受けることができる。

- 2 準社員は、当法人主催の事業に参加し、当法人の事業によるサービスの提供を受けることができる。

第5条（社員の義務）

社員は、法令、定款及び当法人所定のガイドラインを遵守し、消費者の信頼を確保することによって、社会に貢献するよう努力しなければならない。

第6条（経費）

定款第10条の経費は年会費とし、次のように定める。

- (1) 正社員 1口3万円と当該正社員が複数の店舗を有する場合2店舗目からは1店舗につき2万円に店舗数を乗じた金額を加えた額
 - (2) 特別社員 1口2万円と当該特別社員が複数の店舗を有する場合2店舗目からは1店舗につき1万5千円に店舗数を乗じた金額を加えた額
 - (3) 準社員 10万円
- 2 前条第(1)号及び(2)号における店舗につき、社名を共有または法人格を共有するフランチャイズの店舗が存する場合も、1店舗として扱うものとする。
- 3 特別社員の内、その業績が特に優れ又は当法人の目的に資する研究・開発・商品の製造を行っている個人、法人又は団体は、理事会の承認を経て、第1項第(2)号の経費支払義務を免除する。第2条第(3)号により顧問に認定された者も同様とする。

第7条（経費の納付）

当年度分経費は、原則として前年度末（3月31日）までに、当法人の指定する金融機関に振込むものとする。

- 2 前条に定める経費の支払を怠った場合、当法人は当該社員を退社扱いとすることができるものとする。

第8条（臨時経費）

社員からの経費、寄附等以外に当法人が臨時経費を必要とする際には、理事会の議決を経て社員から臨時経費を徴収することができる。

第9条（規程の変更等）

本規程の変更ならびに存廃は社員総会の同意を得なければならない。

附 則

施行日 本規程は、当法人設立の日より施行する。

附 則

施行日 本規程は、平成22年4月26日より改正、施行するものとする。

附 則

施行日 本規程は、平成23年5月19日より改正、施行するものとする。